

平成 30 年 4 月 6 日

許可業者各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

「一般廃棄物収集運搬業者に対する処分及び指導に関する要綱」の 改正について（通知）

標題について、「一般廃棄物収集運搬業者に対する処分及び指導に関する要綱」を平成 30 年 4 月 1 日付けで改正しましたので通知します。

なお、詳細については、別紙の新旧対照表によりご確認ください。

記

○ 主な改正内容

一般廃棄物の搬入基準における市長の指示について、以下の事項を追記する。

- ・ 許可業者の車両にドライブレコーダーを設置し、その走行情報等の記録を 1 週間分保存すること。また、市長が必要であると認める場合には、その映像を本市職員に閲覧させるとともに、必要に応じて情報を提出すること。
- ・ 塵芥車の後部投入口をスライドゲート等により閉口可能な状態に整備し、走行中は閉口すること。
- ・ ごみ収集時に使用する車両のステップ等に乗車する設備外乗車（ステップ乗車等）をしないこと。

○ 実施時期

- ・ 平成 30 年 4 月 1 日施行